

## すべてのMIC争議を勝利させる決議

争議支援は労働組合の活動の一部であり、労働者の権利を守るために欠くことができない活動である。争議は交渉の力学において労働者側に、新たな交渉力をもたらす要因となる。しかし、いまや労働組合の組織率は20%を大きく下回り、労働者が自らの雇用や権利を守るために労働委員会や裁判所で争うことさえ困難になっている。そんな時、たとえ少数でも労組に入り、声を上げ、労働者の権利向上や労働条件の改善を求めて闘っていくことが、さらに求められている。

今期は、新聞労連：神奈川新聞スラップ訴訟、東京新聞「鍊成費」闘争、日経CNBC賃金減額訴訟、埼玉新聞残業代不払い請求訴訟、全印総連：株コード争議、民放労連：北ドイツ放送東アジア支局スタッフ事件、よみうりテレビサービス事件、国会議員公設秘書による報道記者への性暴力事件国賠訴訟、出版労連：桐原書店争議、二玄社争議、映演共闘：ワーナー・ブラザース争議、電算労：TW争議（PUC分会からTW分会に変更）などの闘いがあり、日経CNBC賃金減額訴訟（新聞労連）、北ドイツ放送東アジア支局スタッフ事件（民放労連）の2つの争議を解決することができた。

しかし、神奈川新聞スラップ訴訟や美々卯スラップ訴訟など名誉毀損損害賠償裁判を利用した言論を抑圧しようとする訴訟が続いている。これらの訴訟と闘う当該を支援するのは言論・表現・出版の自由と働く者の権利を守るのはMICの大切な責務である。

二玄社争議などの「ワンマン経営」との闘いも「労使対立」に加え、「経営不在」という困難な課題に直面している。また、企業再編にともなう争議では長期化が目立ち、なかなか解決の糸口が見えない。

しかし、闘って無駄な闘いはない。MICは引き続き、これらの争議を解決するまで支援を強め、私たちの先達から受け継いできた「争議を解決する力」を、私たちはさらに磨きながら、将来へと引き継いでいきたい。

MICに結集する9単産は、MIC内の争議はもちろん、協力・共闘関係にあるすべての闘う地域の仲間の争議を支援する。争議の早期解決と誰もが安心して働く明日にむけて、創意工夫を重ねながら、運動を進めていこう。

以上、決議する。

2023年9月30日

日本マスコミ文化情報労組会議

第62回定期総会